

長水企議第19号  
令和7年2月13日



長浜水道企業団議会議長 様

長浜水道企業団議会

議員 藤井 登

議員 田中 真浩

### 議案の提出について

長浜水道企業団議会会議規則第8条の規定により、第182回長浜水道企業団議会定例会に下記の議案を別紙のとおり提出します。

### 記

議員提出議案第1号 長浜水道企業団議会の個人情報の保護に関する  
条例の一部改正



このQRコードをタブレット  
またはスマートフォンで読  
み取ると、資料をダウンロ  
ードすることができます。

長浜水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部改正

長浜水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

長浜水道企業団議会

議員 藤 井 登

議員 田 中 真 浩

長浜水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例  
長浜水道企業団議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年上水道条例  
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定

める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。